

神 保 障 支 第 7 0 0 5 号
令 和 2 年 3 月 2 4 日

市内各指定特定相談支援事業所 管理者 様
市内各障害児相談支援事業所 管理者 様

神戸市保健福祉局
障害福祉部障害者支援課長

「計画相談支援事務の流れ（事業所版）」の運用改定について（通知）

平素は、神戸市の障害福祉行政の推進にご協力いただき誠にありがとうございます。
このたび、厚生省に取り扱いを確認した内容等を踏まえ、「計画相談支援事務の流れ
（事業所版）」の運用を改定します。

記

1. セルフプランによる障害福祉サービス利用者についての計画相談支援導入について

改定前

セルフプランによる障害福祉サービス利用者について、障害福祉サービスの種類や支給量そのものに変化がない場合であっても、サービスの更新時期まで計画相談支援の導入を待つ必要はなく、継続サービス利用支援（モニタリング）を導入することで計画相談支援を導入することができる



改定後

セルフプランによる障害福祉サービス利用者について、障害福祉サービスの種類や支給量そのものに変化がない場合、計画相談支援を導入することは想定していないため、計画相談支援の導入はサービスの更新時期まで待つ必要がある

※1 特定相談支援事業所によるセルフプランに対する継続サービス利用支援（モニタリング）は想定されていないため、セルフプランによる障害福祉サービス利用者が、サービス更新時期に計画相談支援を導入する際、継続サービス利用支援（モニタリング）は実施不要

※2 障害児相談支援についても、同様の取り扱い

【根拠】令和元年度 厚生労働省確認

特定相談支援事業所によるセルフプランに対する継続サービス利用支援（モニタリング）は想定されていない

2. 計画相談支援におけるサービス等利用計画作成時のアセスメントについて

改定前

アセスメントの実施場所について、居宅系サービス利用者以外のサービス利用者について、日中活動系事業所、その他面接が可能な場所であれば可能。



改定後

アセスメントの実施場所について、全てのサービス利用者について、原則として自宅等（入所施設、GH）で実施

※障害児相談支援については、従来通り自宅での実施

【根拠】平成26年9月26日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活支援推進室 事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の推進等について」

現に日中活動系サービスを利用している障害者については、平成27年3月31日までに限った緊急的な対応として、アセスメントの実施場所を日中活動系の事業所でも可能とする（障害児相談支援については、当該措置の対象外）

3. 改定日

令和2年4月1日（※改定日までは改定前の取り扱い）

4. その他

上記改定内容を反映した「計画相談支援 事務の流れ（事業所用）」については、改めてお示しする

【担当】

障害者支援課 相談支援・虐待対策担当 岩元・山川

TEL：078-322-6332 FAX：078-322-6065